

第1章 「第2次豊後大野市食育推進計画」概要

1. 計画策定の趣旨

豊後大野市では、恵まれた自然環境を生かし、食育*を推進するため「市民一人ひとりが自然や地域とふれあいながら食に関心を持ち、生涯を通じて健康でこころ豊かに暮らすこと」を目指しています。

第1次豊後大野市食育推進計画（平成21年度策定）では食育活動の施策を市民の皆様との協働により、学習と実践をとおして推進することに重点をおいてきました。

第2次計画（計画期間：平成26（2014）年度～平成35（2023）年度）では、食育のさらなる関心を高めるとともに、食の安全・安心に注意をはらいながら生活習慣病*などの予防を進め、地産地消*や伝統ある食文化の継承等に取り組んでいます。

2. 計画の位置づけ

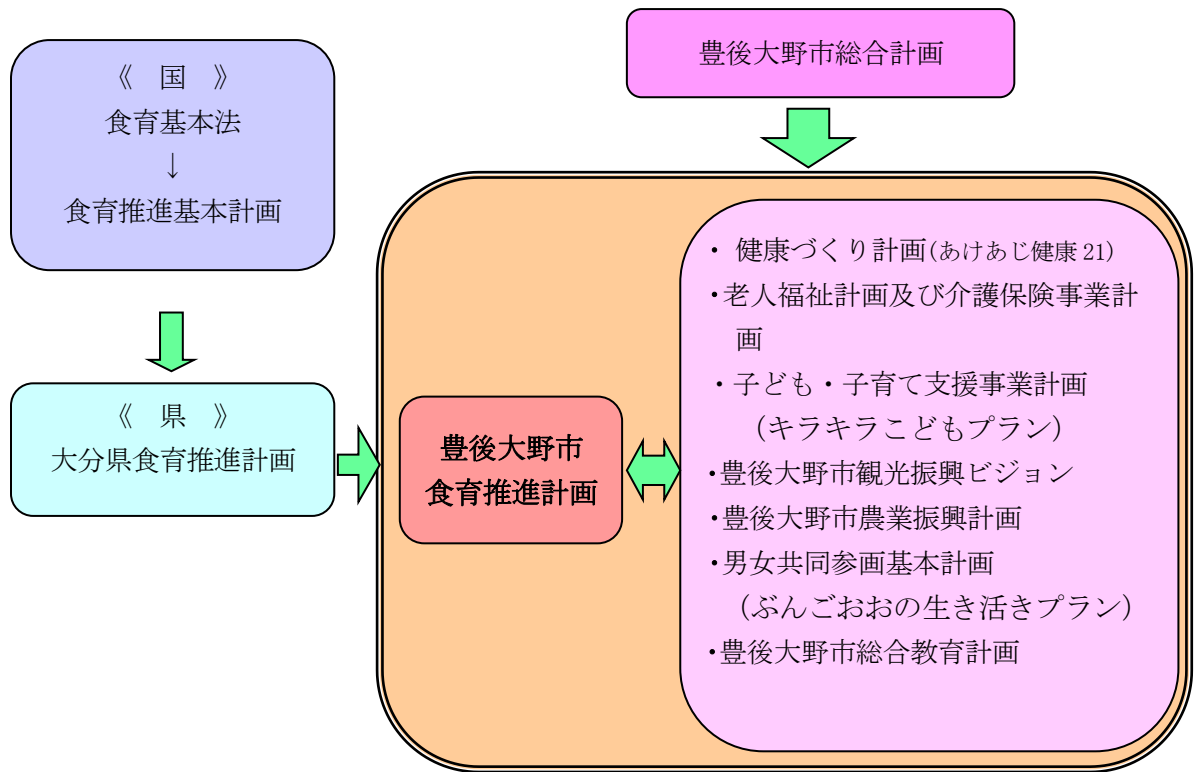
本計画は、食育基本法の目的、基本理念を踏まえ、同法第18条第1項に基づく市町村食育推進計画として策定するものです。

策定にあたっては、豊後大野市総合計画を踏まえ、他の関連計画などとの調和を図りながら総合的に推進しています。

食育基本法

（平成十七年法律第六十三号 最終改正：平成二十七年九月十一日法律第六十六号）

第十八条 市町村は、食育推進基本計画（都道府県食育推進計画が作成されているときは、食育推進基本計画及び都道府県食育推進計画）を基本として、当該市町村の区域内における食育の推進に関する施策についての計画（以下「市町村食育推進計画」という。）を作成するよう努めなければならない。

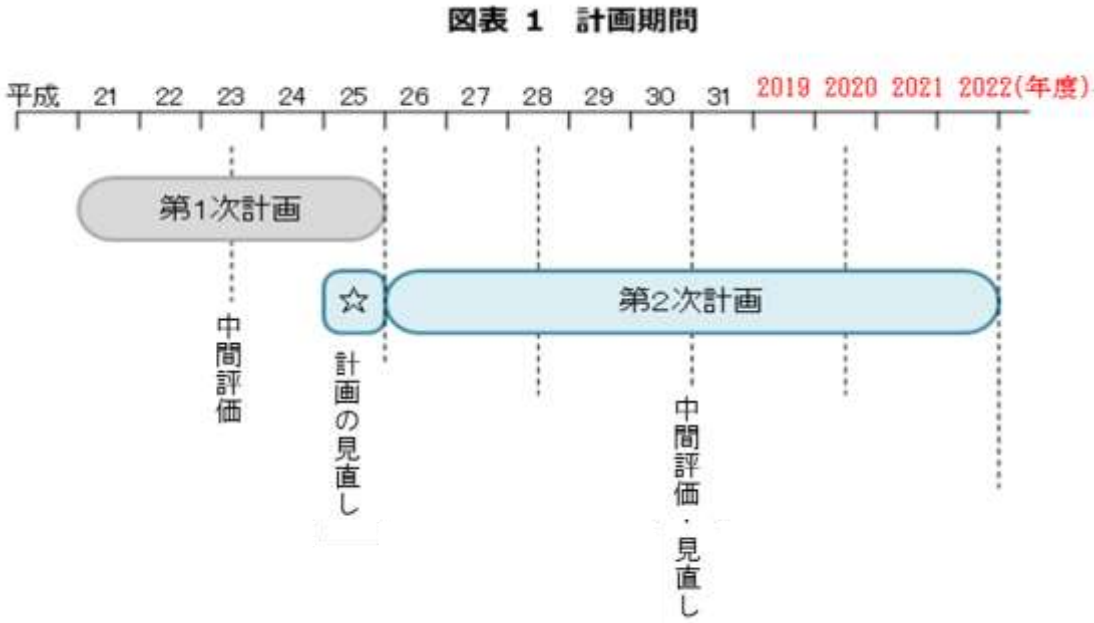


3. 計画の期間

計画の期間は、平成26（2014）年度を初年度として平成35（2023）年度までの10年間とします。（図1 計画期間）

また、計画期間中に状況の変化などが生じた場合には、必要に応じて計画の見直しを行うこととします。

図1 計画期間



4. 計画の推進体制

豊後大野市ではこれまで、家庭、保育所（園）、幼稚園、学校、地域などでそれぞれ独自に食育*に取り組んできましたが、これらの取組を連携させ、総合的に「食育」を推進する必要があります。（図2 食育推進体制図）

このため、市では、関係各課が共通認識を持ち横断的な推進体制を整備するとともに、関係団体と連携をとりながら計画を進めています。（図3 豊後大野市（行政）の主な取組と担当部局）

また、計画の推進にあたっては、豊後大野市食育推進協議会を中心に、施策の実施状況や計画の進捗状況などの進行管理を行い、みんなで食育を推進しています。

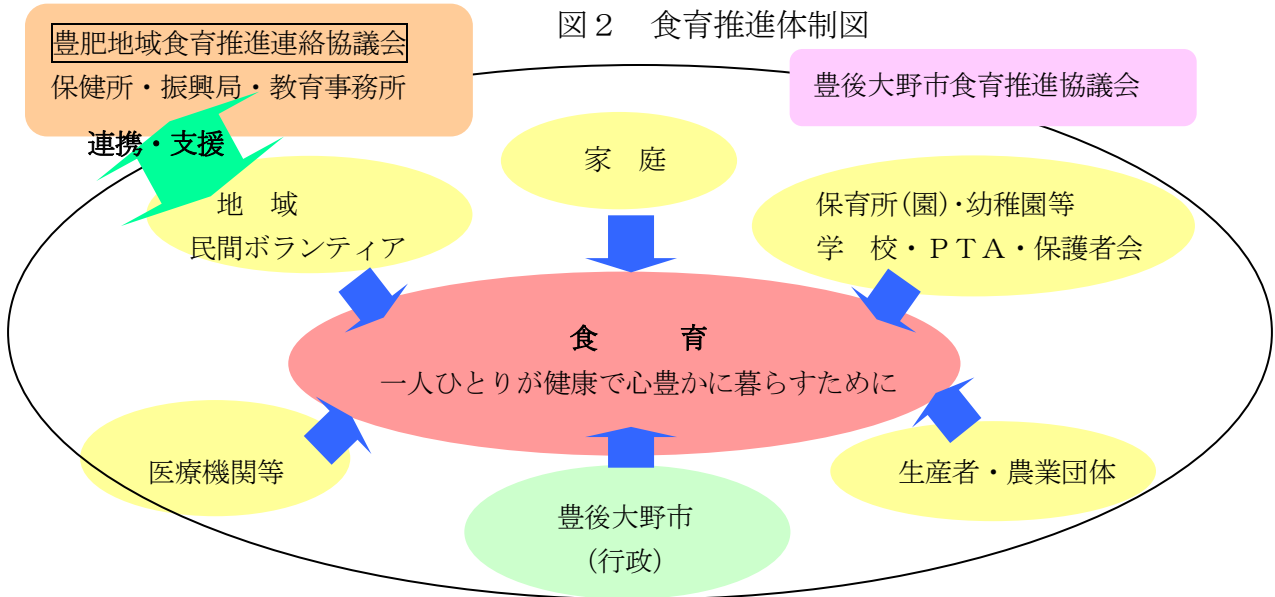
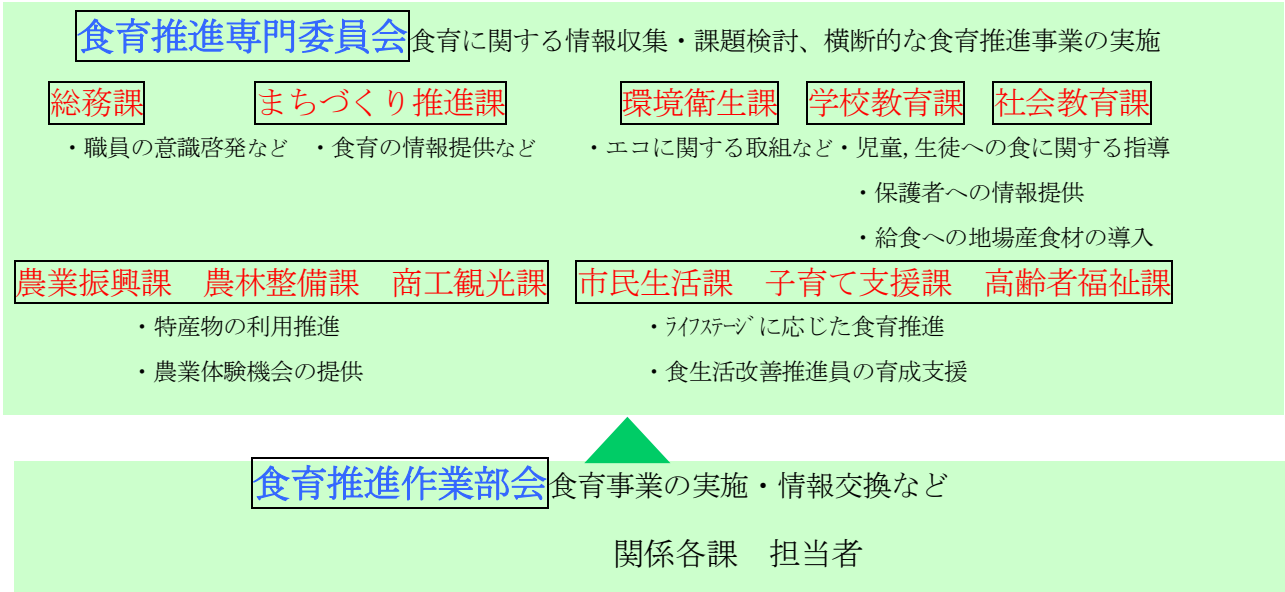


図3 豊後大野市（行政）の主な取組と担当部局



5. 推進の方向性

市民一人ひとりが自らの「食」について考え、食に関わる人や地域・市民団体・関係団体などが連携して取り組んでいます。

次世代が、ここに住んでよかったと思える豊後大野市を共につくっていきます。

基本理念

「市民一人ひとりが自然や地域とふれあいながら食に関心を持ち、生涯を通じて健康で心豊かに暮らすこと」を目指します。

基本方針

○子どもから大人まで、市民一人ひとりが健全な食生活を実践し、「食」を楽しみます

○食べることへの感謝の気持ちや「もったいない」という食を大切にする心を育みます

○豊後大野市の自然の恵みと地域とのつながりを大切に、安全・安心の食生活を心がけます

○豊後大野市の伝統的な食文化を継承します

6. 計画推進の行動指針

食育*を市民運動として着実に推進していくうえで最も重要なことは、市民一人ひとりが食育の意義や必要性を理解し、日常的に、できることから少しずつ実践していくことです。

基本目標

食を広める

○食育を生活の中に根付かせていくために、幅広い情報提供や多くの関係団体と協働して食育を推進します。また、そのための食育活動者の育成及び支援を行います。

食で育てる

○食べることを通じて、調理する力や、感謝の気持ち、食事のマナーを身に付け、さらに家族や仲間と食を楽しむことができる機会の充実を図ります。

食で守る

○健康のために正しい食習慣を身に付け、生活習慣病*の予防に努めます。
○環境を守り、安全・安心な生産・流通・消費を推進します。

食でつなぐ

○生産者と消費者の交流を深め、地産地消*の推進を図りながら、環境と調和した農林業を守り育て、地域の活性化を図ります。
○地域の郷土料理*を次世代に継承し、さらに世代間の交流を深めます。

第2章 中間評価

1. 中間評価の目的

本市では第2次豊後大野市食育推進計画に基づき、特に、4つの基本目標を中心に食育*を推進してきました。

本計画は平成26（2014）年度～平成35（2023）年度までの10か年計画であり、中間年度となる平成30（2018）年度に中間評価を実施し、数値目標に対する達成度や成果の検証を行うことで、残された課題や目指すべき方向を明確にし、最終年度に向けて関係者がさらに協働して取組を推進することを目的としています。

2. 中間評価の方法

中間評価では、各行動指針の指標項目別に評価することとし、計画策定時の値と中間評価年度の値を比較し、目標値の達成状況について評価しました。

目標値の評価については、計画策定時に実施したアンケート調査を実施するとともに関係課・関係機関が毎年記載する行動指針にそった食育推進事業シートを整理し、現状を把握することにしました。

（1）各行動指針の指標項目

基本目標	指標項目
食を広める	食育に関心を持っている人の割合
	食育活動者の数
食で育てる	「弁当の日」*の取組実施校数（小、中、高）
	1日1回は、家族と一緒に食事をしている人の割合
食で守る	市民一人当たりのごみの排出量
	「GAP」*取組農家数
	「メタボリックシンドローム」*の割合
	ほとんど毎日朝食を食べる人の割合
食でつなぐ	地元産の農産物などを意識して購入する人の割合
	学校給食における地場産物の活用の割合
	郷土料理*を伝えたいと思っている人の割合

(2) 各調査・アンケートの概要

調査対象	調査方法	抽出方法	配付数	有効回収数	有効回収率
成人 (20～65歳未満)	郵送配付 郵送回収	無作為抽出	500	245	49.0%
小学生 (5年生)	直接配付 直接回収	全数	289	284	98.3%
中学生 (2年生)	直接配付 直接回収	全数	251	244	97.2%
高校生 (2年生)	直接配付 直接回収	市内住民のみ	95	95	100.0%